3　第五十六条の三第九号に掲げる病原体（第五十六条の三第八号に掲げる要件のいずれかに該当しないことが確認されたものに限る。）の取扱施設であつて、鳥類以外の動物に対して当該病原体を使用するものについては、第一項第三号ハ及びト、第四号並びに第六号の規定は適用せず、同項第三号ニ及び第五号の規定の適用については、同項第三号ニ中「設けること」とあるのは「設けること又は飼育設備をアイソレーター内に設けること」と、同項第五号中「実験室等」とあるのは「当該取扱施設」とする。

4　前項の病原体の取扱施設であつて、次に掲げる要件に該当するものについては、第一項第三号ハ、ニ及びト、第四号並びに第六号の規定は適用せず、同項第五号の規定の適用については、同号中「実験室等」とあるのは、「当該取扱施設」とする。

一　飼育設備をアイソレーター内又は安全キャビネット内に設ける施設であること。

二　アイソレーター内又は安全キャビネット内において鳥類に対して要管理家畜伝染病病原体を使用する施設であること。

（所持に係る許可証）

第五十六条の十　法第四十六条の七第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとし、同項の許可証（以下「許可証」という。）の様式は、別記様式第三十三号とする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　所持の目的及び方法

三　取扱施設の名称及び所在地

四　法第四十六条の六第三項の規定により付された法第四十六条の五第一項本文の許可の条件

2　許可所持者は、許可証が汚損され、又は失われたときは、別記様式第三十四号による申請書及び許可証が汚損された場合にあつてはその許可証を農林水産大臣に提出し、許可証の再交付を受けることができる。

3　許可所持者は、次に掲げるときは、直ちにその許可証（第三号の場合にあつては、発見した許可証）を農林水産大臣に返納しなければならない。

一　所持の目的を達したとき又はこれを失つたとき。

二　法第四十六条の五第一項本文の許可を取り消されたとき。

三　前項の規定により許可証の再交付を受けた後、失われた許可証を発見したとき。

（許可事項の変更の許可の申請）

第五十六条の十一　法第四十六条の八第一項本文の規定による変更の許可の申請は、別記様式第三十五号による申請書に次に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出してしなければならない。

一　変更の予定時期を記載した書面

二　変更に係る第五十六条の六第四号から第七号までに掲げる書類

三　工事を伴うときは、その予定工事期間並びにその工事期間中家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止に関し講ずる措置を記載した書面

2　法第四十六条の八第一項本文の許可を受けようとする許可所持者は、その許可の申請の際に、許可証を農林水産大臣に提出し、変更後の事項を記載した許可証の交付を受けなければならない。

（許可事項の変更の許可を要しない軽微な変更）

第五十六条の十二　法第四十六条の八第一項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　取扱施設の廃止（家畜伝染病病原体の法第四十六条の十一第二項に規定する滅菌譲渡（以下「滅菌譲渡」という。）を伴わないものに限る。）

二　所持の方法の変更

三　管理区域の変更及び設備の増設（工事を伴わないものに限る。）

（許可事項の軽微な変更の届出）

第五十六条の十三　法第四十六条の八第二項の規定による届出は、別記様式第三十六号による届出書に第五十六条の十一第一項第一号及び第二号に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出してしなければならない。

（氏名等の変更の届出）

第五十六条の十四　法第四十六条の八第三項の規定による届出は、別記様式第三十七号による届出書に次に掲げる書類を添えて、農林水産大臣に提出してしなければならない。

一　法人の名称を変更する場合にあつては、変更後の法人の登記事項証明書

二　氏名を変更する場合にあつては、変更後の許可所持者が、法第四十六条の六第二項各号（第八号を除く。）に掲げる者に該当しない旨の宣誓書

三　法人の代表者の氏名を変更する場合にあつては、変更後のその代表者が、法第四十六条の六第二項第八号に規定する者に該当しない旨の宣誓書

（譲渡しの制限）

第五十六条の十五　法第四十六条の十第二号の規定による家畜伝染病病原体の譲渡しは、法第四十六条の十一第二項の規定による滅菌譲渡の届出をしてするものとする。

（滅菌譲渡の届出）

第五十六条の十六　法第四十六条の十一第二項の規定による滅菌譲渡の届出は、別記様式第三十八号により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日から三日以内に行わなければならない。

一　許可所持者がその許可に係る家畜伝染病病原体について所持することを要しなくなつた場合　所持することを要しなくなつた日

二　許可所持者が法第四十六条の五第一項本文の許可を取り消され、又はその許可の効力を停止された場合　その許可の取消し又は効力の停止の日

三　家畜の伝染性疾病の検査を行つている機関（許可所持者を除く。）がその業務に伴い家畜伝染病病原体を所持することとなつた場合　当該所持の開始の日

2　法第四十六条の十一第二項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　滅菌譲渡の予定日

三　譲渡しをする場合にあつては、譲り受ける事業所の名称及び所在地

（措置命令書の記載事項）

第五十六条の十七　法第四十六条の十一第四項の規定による命令は、次に掲げる事項を記載した命令書を交付して行うものとする。

一　講ずべき措置の内容

二　命令の年月日及び履行期限

三　命令を行う理由

（家畜伝染病発生予防規程）

第五十六条の十八　法第四十六条の十二第一項の規定による家畜伝染病発生予防規程の作成は、次に掲げる事項について定めて行うものとする。

一　病原体取扱主任者その他の家畜伝染病病原体の取扱い及び管理に従事する者に関する職務及び組織に関すること。

二　家畜伝染病病原体の取扱いに従事する者であつて、実験室等に立ち入るものの制限に関すること。

三　取扱施設の維持及び管理に関すること。

四　家畜伝染病病原体の保管、使用、運搬及び滅菌譲渡に関すること。

五　家畜伝染病病原体の受入れ、払出し及び移動の制限に関すること。

六　家畜伝染病病原体による家畜伝染病の発生を予防し、及びそのまん延を防止するために必要な教育及び訓練に関すること。

七　法第四十六条の十五の規定による記帳及び保存に関すること。

八　家畜伝染病病原体の取扱いに係る情報の管理に関すること。